現　場　説　明　書

１　委　託　名　　令和８年度管きょ改築調査業務委託（８－３）
２　委 託 場 所　　岡山市北区伊福町三丁目地内ほか
３　履 行 期 間　　契約日より令和９年３月３１日まで
４　そ　の　他　　①業務にあたっては別冊の仕様書（委託数量総括表、図面、本現場説明書、令和８年度管きょ改築調査業務委託（８－３）仕様書）により行い、監督員と綿密な協議を行うこと。

②交通誘導警備員については下記のとおり計上している。

交通誘導警備員Ａ（昼間）　　５人

交通誘導警備員Ｂ（昼間）　３５人

③本管ＴＶカメラ調査工及び高圧洗浄車清掃工の作業数量については、下記のとおり見込んでいる。

管径（mm）	延長（m）
200	0.00
250	1,517.63
300	350.12
350	269.47
380	0.00
400	68.23
450	27.57
500	2.63
600	144.33
700	114.48
合計	2,494.45

５　業務委託の変更について

・本管ＴＶカメラ調査工（報告書作成工含む）、高圧洗浄車清掃工の数量について

作業延長が設計数量を上回る場合、受注者は発注者と協議のうえ、実作業量に基づき数量変更することができる。

また、作業延長が設計数量を下回る場合、受注者は発注者と協議のうえ、実作業延長に基づき数量変更しなければならない。

・マンホール目視調査工（報告書作成工含む）の数量について

現地確認により設計と相違がある場合は、発注者と協議すること。変更が必要な場合は、変更契約を締結し発注者からの指示があった後に作業を行うこと。

・土砂処分工の数量について

堆積土砂の実処分量が設計数量を上回る場合、受注者は発注者と協議のうえ、実処分量に基づき数量変更することができる。

また、堆積土砂の実処分量が設計数量を下回る場合、受注者は発注者と協議のうえ、実処分量に基づき数量変更しなければならない。

なお、堆積土砂の実処分量の確認は、マニフェストの提出により行うこととする。

・交通誘導警備員の配置人数について

関係機関や地元との協議等により、設計人数に不足が生じる場合は、発注者と協議することができる。なお、配置人数の増員は、変更契約を締結し発注者からの指示があった後に行うこととし、作業後の増員変更協議は認めない。

また、すべての清掃、調査の完了後、交通誘導警備員の延べ人数が設計数量に満たない場合は、実人数により変更を行うこととする。

・作業時間帯（昼間・夜間）について

関係機関や地元との協議等により、作業時間帯を変更する必要がある場合は、発注者と協議すること。変更が必要な場合は、変更契約を締結し発注者からの指示があった後に作業を行うこと。

６　変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

$$\text{変更後業務委託料} = \left(\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}\right) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。